

東京都男女平等参画審議会

第1回総会

平成23年7月13日（水）

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京都男女平等参画審議会第1回総会

日時 平成23年7月13日（水）

午後3時～5時

場所 第一本庁舎33階 特別会議室N6

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長及び会長代理の選任
- 4 諮 問
- 5 審 議
- 6 部会の設置
- 7 今後の予定
- 8 閉 会

【資 料】

- 1 東京都男女平等参画審議会運営要綱
- 2 東京都男女平等参画審議会委員名簿
- 3 現行動計画策定以降の動きを踏まえた検討のための資料
- 4 第4期男女平等参画審議会の議論の視点
- 5 資料3及び資料4の関連図表集
- 6 今後の予定

【参考資料】

- 1 「東京都男女平等参画基本条例のあらまし」
- 2 「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」
- 3 「東京都配偶者暴力対策基本計画」
- 4 「男女共同参画基本計画（第3次）」の概要（内閣府男女共同参画局）

- 5 東京の男女平等参画データ2011
- 6 平成22年度男女雇用平等参画状況調査結果報告書
- 7 男女平等参画に関する世論調査結果報告書
- 8 「男女平等参画のための東京都行動計画」の実績
- 9 「東京都配偶者暴力対策基本計画」の実績

午後 3時01分 開会

○事務局（菊地） お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第1回総会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を担当しております生活文化局男女平等参画担当部長の菊地でございます。

本日は、第4期審議会の最初の総会でございますので、後ほど会長の選出をお願いする予定でございますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

都庁では節電対策の一環としまして、室温を28度に設定しております関係で、職員の服装は軽装とさせていただきます。委員の皆様もどうぞ上着をお脱ぎください。

では、続きまして大変恐縮ではございますが、委員就任の委嘱状につきまして、皆様の机の上に置かせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

では、議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。

出席いただいております委員の方は19名でございます。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は、運営要綱第10により公開で行うものとする定められておりますので、公開とさせていただきます。ただし、審議会の決定により一部非公開の取り扱いとすることがありますので、後ほど会長の選任後に改めてご確認をお願いいたします。

恐れ入りますが、着席させていただきます。

では、本日新たな審議会の発足でございますので、初めに委員の皆様方をご紹介させていただきます。

お手元の資料2、東京都男女平等参画審議会委員名簿をごらんいただきたいと思います。

また、今期の審議会では、配偶者暴力対策に関する専門家として2名の専門委員をお願いしておりますので、あわせてご紹介いたします。

五十音順でご紹介させていただきますので、お名前を呼ばれた委員の方はその場でお立ち願います。なお、ご発言の機会は後ほどご用意しておりますので、そちらのほうでよろしくお願いたします。

それでは、大津浩子委員でございます。

- 大津委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 岡部義裕委員でございます。
- 岡部委員 岡部です。よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 木谷宏委員でございます。
- 木谷委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 古賀俊昭委員でございます。
- 古賀委員 古賀でございます。
- 事務局（菊地） 駒崎弘樹委員でございます。
- 駒崎委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 佐藤喜宣委員でございます。
- 佐藤委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 高橋重郷委員でございます。
- 高橋（重）委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 高橋史朗委員でございます。
- 高橋（史）委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 成澤廣修委員でございます。
- 成澤委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 西本政司委員でございます。
- 西本委員 西本です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 野上純子委員でございます。
- 野上（純）委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 野上ゆきえ委員でございます。
- 野上（ゆ）委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 福原義春委員でございます。
- 福原委員 どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 三宅広人委員でございます。
- 三宅委員 三宅でございます。
- 事務局（菊地） 矢島洋子委員でございます。
- 矢島委員 どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 安谷寛子委員でございます。

- 安谷委員 よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 芳野友子委員でございます。
- 芳野委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 依田禎子委員でございます。
- 依田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 和栗安広委員でございます。
- 和栗委員 和栗です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 専門委員の中島幸子委員でございます。
- 中島専門委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 同じく専門委員の野本律子委員でございます。
- 野本専門委員 よろしくお願ひいたします。

なお、本日は所用のため、武石恵美子委員、坂本義次委員、松田妙子委員、湯澤直美委員が欠席でございます。

また、東京都市長会の代表につきましては、現在、推薦依頼中でございます。

次に、東京都の職員をご紹介します。

佐藤副知事でございます。

- 佐藤副知事 佐藤でございます。よろしくお願ひします。
- 事務局（菊地） 並木生活文化局長でございます。
- 並木生活文化局長 並木です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 飯塚生活文化局都民生活部長でございます。
- 飯塚都民生活部長 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） 遠藤生活文化局総務部長でございます。
- 遠藤総務部長 よろしくお願ひいたします。
- 事務局（菊地） なお、本日は幹事として関係局も出席しております。お手元の運営要綱の別表でご確認をお願ひいたします。

では、続きまして、会長の選任についてお諮り申し上げたいと存じます。

会長につきましては、運営要綱第3に基づき、委員の皆様の互選により選出することとなっております。ご意見がございましたらお伺いしたいと存じます。いかがでしょうか。

和栗委員、どうぞ。

- 和栗委員 そうそうたる委員の方々がお集まりいただいておりますので、どなたかというの

は大変難しいんですけども、前期会長を務めていただき、これまでも女性の活躍を積極的に支援してこられた福原委員にご就任いただければと考えますが、いかがでございましょうか。

○事務局（菊地） ありがとうございます。それでは、和栗委員から福原委員を会長にご推薦というご発言がございました。ご異議なければ福原委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）（拍手）

○事務局（菊地） ただいま皆様のご賛同をいただきましたので、本審議会の会長を福原委員にお願いすることと決定いたします。

どうぞ会長席にお移りください。

（福原委員、会長席に移動）

○事務局（菊地） それでは、ここで会長にごあいさつをお願いいたします。

また、運営要綱第3の3に基づきまして、会長代理のご指名もお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○福原会長 ただいま重要な会長の仕事を仰せつかりまして、大変光栄だと思っております。

実は私はもう現場からかなり遠ざかっていますので、実務的なことはさっぱりわからなくなりましたが、今回は実務運営に強い方を委員としてお願いすることになっているから、そのことも承知してくださいと言われましたので、ある意味では安心しておりまして、むしろ長期的な社会の変化、あるいは生活の変化というようなことを見据えて、前回、2007年のこのピンクの本ができておりますけど、これをさらに不足のところを補充し、あるいは今日時点でそぐわないところを訂正し、新しいバージョンにするように、皆さんとともに努力してまいりたいと思います。

ふつつかでございますけれども、今期答申を出すまでの会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それで、会長代理を置く必要があると思うんですが、会長代理は会長が指名するということになっておりますので、指名をさせていただきたいと存じます。

元の東京都生活文化局長で、男女平等参画施策にお詳しい三宅委員をお願いしたいと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

（拍手）

○福原会長 では、三宅委員よろしくをお願いいたします。

(三宅委員、会長代理席に移動)

○三宅会長代理 とりたててのごあいさつもございません。三宅でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局(菊地) ありがとうございます。

荒木葉子委員がご出席になりましたので、ご紹介いたします。

荒木葉子委員でございます。

○荒木委員 よろしくお願ひします。

○事務局(菊地) それでは、この後の進行は福原会長にお願ひいたします。

○福原会長 それでは、早速本日の会議次第の議事の4、諮問に入らせていただきます。

今日は副知事から諮問をいただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤副知事

23生都平第31号

東京都男女平等参画審議会

東京都男女平等参画基本条例第15条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成23年7月13日

東京都知事 石原 慎太郎

記

- 1 男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について
- 2 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について

よろしくお願ひいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

ただいま諮問をいただきました。今後、委員の皆様のご協力を得てしっかりと審議を進めてまいり所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで副知事からごあいさつをいただきたいと思ひます。

○佐藤副知事 佐藤でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当審議会の委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま福原会長にお願ひいたしましたけれども、お手元にあるかと思ひますが、諮問文に記載のとおり2つの事項につきまして、ご検討をお願ひいたしております。

ご案内のとおり、東京都では平成12年に東京都男女平等参画基本条例を制定いたしました。

これはすべての都民が性別にかかわらず個人として尊重され、また、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すということを理念としているものでございます。

この条例に基づきまして、ご案内のとおり行動計画を策定し、都の施策、それから都民・事業者、それぞれの取り組みを総合的に進めてきたところでございます。

また、もう一つ、配偶者暴力防止法に基づきまして都の基本計画を策定し、これにつきましても総合的な対策を推進してきたところでございます。

この両計画がともに今年度、23年度末に終了いたしますことから、計画の進捗状況、また、先ほど福原会長のお話にありましたとおり、いろいろな社会情勢、経済情勢の変化等も踏まえつつ、お互いに関連をしますので、この両計画の整合を図って、私どもも今年度中にこの改定をしたいというふうに考えております。そのため大変限られた時間になりますけれども、本年の12月にはご答申をいただければと、そんなふうに考えております。

限られた期間の中でございますけれども、忌憚のないご意見、そしてご提案を賜りますようお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福原会長 ありがとうございます。

佐藤副知事は次のスケジュールがあるということでございますので、ここでご退席になります。

○佐藤副知事 失礼いたします。

○福原会長 どうもありがとうございました。

(佐藤副知事退席)

○福原会長 それでは、知事から諮問を受けました2つの事項について、審議を進めていきたいと存じます。審議に入ります前に、審議会の運営等について確認をさせていただきます。

まず、本審議会の公開についてであります。運営要綱第10では、公開で行うものとする定められております。ただし書きにより一部非公開の扱いとすることができますが、このまま公開で進めさせていただきたいと存じますけれども、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○福原会長 ご意見なしというふうにおっしゃいましたので、このまま公開で進めさせていただきます。

それから、議事録の取り扱いですが、これについては事務局から説明をいたします。

○事務局（菊地） 議事録は全文氏名入りで、ホームページ及び都庁第一庁舎の都民情報ルームで公表したいと存じます。議事録の作成方法ですが、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は会長にご一任ということにさせていただきたいと思います。

なお、個人情報にかかわる事項等がある場合には、発言者及び会長とご相談させていただきたいと思います。

○福原会長 議事録については、事務局からただいま提案していただいたとおりでよろしゅうございますか。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○福原会長 異議なしというお声がありましたので、そのとおりとさせていただきます。

それでは、審議を始めるに当たって、男女平等参画の現状と課題などについて、事務局から説明をいたします。よろしくをお願いします。

○事務局（吉村） 事務局を務めております男女平等参画課長の吉村でございます。

着席のままで大変恐縮でございますが、資料3、A3のものになりますが、「現行動計画策定以降の動きをとらえた検討のための資料」について説明させていただきます。

こちらの資料は、皆様のご検討の際の参考としていただくため、現行動計画の体系別に、男女平等参画施策の取り組み状況や、現状・課題等をまとめたものでございます。表紙に書いてございますのが計画の体系でございます。

最初に、資料の構成についてご説明いたします。表紙裏面の1ページ目、「均等な雇用機会の確保」をごらんください。

資料の上段には、現行動計画の取り組み状況として、現計画で設定しております目標、その下に目標を達成するために都が進めている施策と都民・事業者の取り組みの概要を記載しております。なお、これらの詳細につきましては、こちらの分厚いファイルになりまして恐縮でございますが、この中に参考資料8ということで、行動計画の実績として取りまとめております。

資料に戻らせていただきまして、その次に書いてございますのが現状・課題でございます。都の施策や都民・事業者の取り組みの効果も踏まえまして、現状・課題がどのようになっているかを図表データを用いて示しております。こちらの資料に記載していない図表につきましては、文中括弧書きの図表番号の順に、こちらもお手元のほうに配っております、資料5、ちょっと分厚い関連図表集というのがございますが、そちらのほうに取りまとめております。

また、そのほかの参考データといたしまして、こちらの分厚いファイルのほうに参考資料の

5ということで、東京の男女平等参画データ2011をご用意させていただきました。

資料3にお戻りいただきまして、現状・課題の下のほうには、現行動計画策定後の動きといたしまして、今の計画を策定した平成19年3月以降の関連する法改正など、国や都における比較的大きな動きについて記載しております。

資料の一番下には、これらを踏まえまして今後進めていく取り組みの方向性を記載しておりますが、こちらは委員の皆様にご効率的にご検討いただけますように、事務局が参考として用意させていただきましたものでございます。

それでは、資料の内容についてご説明いたします。時間が限られておりますので、現状と課題の欄を中心に説明させていただきます。

まず、同じく資料1ページでございますが、この項目では雇用の分野について、女性も男性も能力を十分に発揮できる機会及び待遇が確保されるよう、ポジティブ・アクションの推進や男女雇用機会均等に関する普及啓発などの取り組みを進めてまいりました。

現状・課題といたしましては、女性の所定内給与は長期で見れば緩やかな上昇傾向にあるものの、いまだ男性の7割程度であること。都内事業所における管理職に占める女性の割合は、係長相当職で1割程度であること。ポジティブ・アクションを進めていくべきと考える都内事業所は7割ほどございますが、余り取り組んでいない事業所の4割強は現状のままでも問題ないと考えていることがございます。

次に2ページ目、「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」をごらんください。

ここでは男女を問わず個人がその意欲・能力や価値観、ライフステージの変化に応じて、多様で柔軟な働き方を選択できる雇用環境の整備に向けた取り組みなどを進めてまいりました。

現状・課題としては、雇用者に占めるパートタイムや派遣労働などの正社員以外の労働者の割合は増加を続けており、女性で5割強、男性で2割弱を占めていること。正社員と正社員以外の労働者の給与格差は、勤続年数が長くなるにつれ開いていく傾向があること。一方、自分の都合のいい日や時間に働きたいという理由で、パートタイムという働き方を選ぶ方も多くいることなどがあります。

次に、3ページ目の「起業家・自営業者への支援」をごらんください。

ここでは女性が起業家や自営業者として、主体的に個性や能力を生かして働ける環境の整備のため、創業の支援などに取り組んでまいりました。

現状・課題としては、創業希望者に占める女性の割合は2割程度ですが、増加傾向にあること。開業の動機としては、男女ともに仕事の経験・知識や資格を生かしたかった、自由に仕事

がしたかったとの回答が多いこと。一方、女性の自営業者は減少を続けており、全事業者に占める女性の割合も減少傾向にあることなどがあります。

次に、4ページ目の「女性のチャレンジ支援」をごらんください。

ここでは、男女がともに意欲と能力を発揮してさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向け、女性のチャレンジを支援する取り組みを行ってまいりました。

現状・課題としては、年齢階級別の労働力人口比率では、女性は35歳から44歳が低下する、いわゆるM字カーブを描いているものの、その底は9年間で5%程度上昇していること。一方、女性の潜在的労働力率は20代から50代前半まで一貫して8割前後と、職業につくことへの希望が強いことなどがございます。

次に、5ページ目の「社会・地域活動への参画促進」をごらんください。

ここでは、政治・経済、地域などあらゆる分野での活動において、企画、方針・意思決定段階から女性の参画を促進することを目標に取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、都議会における女性議員の割合は20%近くで、国会議員と比較して高いこと。都内小中学校のPTA会長の半数近くを女性が占めていること。一方、都の審議会等における女性委員の割合は目標値を下回り20%強であることなどがございます。

次に、6ページ目の「仕事と生活の調和の実現」をごらんください。

ここでは、男女がともに働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できるよう、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図るため、Webサイトによる情報発信や、優良企業の認定制度等の取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、仕事と生活の調和に関する優先度として、仕事優先を希望する人は男女とも1割未満で、ほとんどの方が仕事と家庭生活や個人の生活のバランスがとれた生活を希望しているにもかかわらず、現実には仕事優先となっていること。年次有給休暇の取得率は5割に満たないこと、都内事業所で働く男性の4割が月20時間以上の残業をしていることなどがございます。

次に、7ページ目の「子育てに対する支援」をごらんください。

ここでは、男女が家庭と仕事や社会活動を両立させて、子供を健やかに育てながら、みずからの多様な生き方を実現できる環境を整備するため、保育サービスや地域での子育て支援の充実、両立支援のための環境整備などに取り組んでまいりました。

現状・課題としては、女性の育児休暇取得率は9割前後である一方、男性は1%程度であること。実際には男性で育休の取得を希望する方は6割近くいること。認証保育所の増加など、

都内の保育サービスの整備は進んでおりますが、それを上回るスピードで待機児童がふえていること。子供のいる共働き家庭での家庭内労働時間は、男女で大きな差があることなどがございます。

次に、8ページ目の「介護・高齢者に対する支援」をごらんください。

ここでは、介護と家庭や仕事との両立ができる社会の実現に向け、また、高齢者が安心して生活でき、さまざまな分野で活躍できる社会環境を整備するため、介護への支援や高齢者の自立支援などを行ってまいりました。

現状・課題としては、数年後には都民の4人に1人が高齢者になると予測されていること。介護の必要な高齢者が増加する一方、多くの高齢者が介護を要しない元気な状態にあること。都内事業所では短時間勤務など介護を支援する制度の導入が進んでおりますが、介護のために離職、転職せざるを得ない方も多くおり、その多くは女性ですが、男性も増加傾向にあることなどがございます。

次に、9ページの「配偶者等からの暴力の防止」をごらんください。

ここでは、配偶者暴力の防止や被害者の支援のため、相談や一時保護などの支援、暴力防止に向けた普及啓発、被害者の自立生活再建のための支援、被害者支援を担う人材の育成や、民間団体を含む関係機関との連携の強化などに取り組んでまいりました。

現状・課題としては、都内の配偶者暴力に関する相談件数は3万5,000件で増加傾向にございまして、特に被害者に身近な区市町村に寄せられる相談件数がふえていること。一方、被害者の6割はどこにも相談していないこと。都は被害者の一時保護を行っておりますが、その件数は600件前後で推移しており、子供同伴の方の割合がやや高いこと。被害者やその子のみならず、親族等への接近禁止命令も多く発令されていることなどがございます。

次に、10ページ目の「性暴力・ストーカー等の防止」をごらんください。

ここでは被害者の人権を尊重し、被害者の立場に配慮した相談支援体制の充実を図るため、被害者への相談・情報提供等の支援、性暴力・性犯罪の取締り強化等の取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、警視庁へのストーカー行為等に係る相談件数や、都の犯罪被害者の総合相談窓口寄せられた性犯罪被害に関する相談件数はともに増加していること。一方、被害者の多くは、被害の申告や相談をできずにいることなどがございます。

次に、11ページ目の「セクシュアル・ハラスメントの防止」をごらんください。

ここでは、セクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることの周知や、そ

の防止のための取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、東京労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する是正指導の件数が増加傾向にあること。都への労働相談の内容では、対価型・地位利用型にかわり、環境型のセクシュアル・ハラスメントに関する相談の割合が増加していることなどがございます。

次に、12ページ目の「生涯を通じた男女の健康支援」をごらんください。

ここでは、生涯を通じて健康な生活を送ることができるように支援するとともに、男性も女性も相互に身体の特徴を十分に理解し、個人の人権を尊重する意識を育てるための取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、都のがんによる死亡率は男女ともに減少傾向にございますが、乳がんによる女性の死亡率は微増傾向にあること。都の乳がん検診の受診率は全国平均より低いこと。都の労働相談のうちメンタルヘルスに関する相談が約1割を占めていること。都内の自殺者数は約2,900人で7割を男性が占めていることなどがございます。

次に、13ページ目の「男女平等参画とメディア」をごらんください。

ここでは、メディア事業者の自主的な取り組みを促すとともに、情報の受け手が必要な情報を主体的に読み解き、みずから発信する能力の育成を図るための取り組みを進めてまいりました。

現状・課題としては、メディアにおける性・暴力表現に問題があると8割の人が考えていること。保護者の多くが、子供たちに情報リテラシーを身につけさせたいと考えていることがございます。

次に、14ページの「教育・学習の充実」をごらんください。

ここでは、学校教育における男女平等の推進や、都民が生涯を通じて個性と能力をはぐくむような学習の機会を提供できるよう、取り組んでまいりました。

現状・課題としては、都において学校教育における男女の地位が平等であると考えている人は8割弱いること。性別により大学での選考分野に偏りがあること。都内公立学校では女性の教員が多く活躍しておりますが、管理職となると1、2割程度であることなどがございます。

15ページ目の「普及・広報の充実」、「推進体制」をごらんください。

ここでは、男女平等参画に関する情報や交流の場の提供、社会制度や慣習・慣行について男女平等参画の視点から見直しを図るための取り組みを行ってまいりました。

現状・課題としては、法律や制度における男女の地位の平等感について、男性優遇と考えている人の割合は10年前と比較しますと、男女とも1、2割程度減少しておりますが、社会

通念・習慣・しきたりにつきましては、10年前と比較して男性優遇と考えている人は、男性では減っているのに対し、女性ではほとんど変わっていないという現状がございます。

大変雑駁でございますが、資料3の説明については以上でございます。

続きまして、A3横の資料になりますが、資料4、「第4期男女平等参画審議会の議論の視点」についてご説明させていただきます。

今期審議会でのご議論は、2つの計画の全般についてお願いするものでございますが、男女平等参画施策は幅広い分野にわたっておりますので、こちらの資料は事務局としまして特に中心にご議論いただきたい事項ということで整理させていただいたものでございます。

資料の左上に記載のとおり、男女平等参画施策を取り巻く社会状況の変化、現在の計画の進捗状況、国の第3次計画策定などを踏まえ、資料の右側に3つの議論の視点を挙げさせていただきました。

まず、視点1として、若年層、ひとり親家庭、高齢者といった特別な配慮を必要とする男女への支援を挙げております。これは国の計画に新設された重点分野などを考慮し、今回新たな観点からご議論いただければというふうに考えております。現状・課題等については、後ほどご説明を申し上げます。

視点2として、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の一層の推進を挙げております。企業、団体等におけるワーク・ライフ・バランス推進の取り組みは徐々に進んできておりますが、中小規模の企業等への波及など、社会全体でのさらなる取り組みが必要であること。また、ここ数年精神疾患の患者が急増するなど、メンタルヘルス対策や、高齢者の増加に伴い介護と仕事の両立支援が大きな課題となっていることから、こちらを挙げさせていただきました。

視点3としましては、今回の諮問事項の1つと関連いたします、配偶者暴力対策の一層の推進を挙げております。都内相談窓口に寄せられる配偶者暴力に関する相談は年々増加しておりまして、関係機関が連携を一層強化し、総合的な対策を推進することが必要であることから、こちらを挙げさせていただきました。

資料の裏面でございますが、このうちの視点1につきまして、それぞれの対象者をめぐる現状・課題と、議論のたたき台といたしましてご参考までに取り組みの方向性を記載しております。

まず、一番上の若年層に関する現状・課題として、正社員以外の労働者の増加、特に25歳から34歳の女性でその割合が高いこと。雇用形態の違いによる収入の格差が大きく、年齢が

上がるほど格差が拡大すること。正社員以外の労働者で、正社員への転換を希望する方が多いこと。若年男性の失業率が他の世代と比べ特に高いことなどでございまして、これに対する取り組みの方向性として就職支援、相談体制の充実、また就職した後の職場定着に向けた支援などを挙げております。

資料中ほどの、ひとり親家庭に関する現状・課題といたしましては、母子家庭が長期的に見て増加傾向にあること。4割弱が年収200万円未満であること。正社員の割合が4割弱で、収入の安定性に課題があること。一方、父子世帯につきましては、その多くが子育ての悩みを抱えていることなどの現状がございまして、これに対する取り組みの方向性としては、就業支援、保育サービス等の充実、母子家庭・父子家庭それぞれのニーズに応じた相談体制の整備などを挙げております。

資料一番下の高齢者に関する現状・課題といたしましては、高齢者数の増加や高齢者のみの世帯数の増加、高齢単身女性の4人に1人が年収120万円未満であること。高齢単身男性の3割弱は話し相手や相談相手に乏しい状態にあること。培った知識や技能を生かして働きたいと考える高齢者も多いことなどがございまして、これに対する取り組みの方向性として、高齢者への就業支援、高齢者の活用についての企業への啓発、また、地域での見守り体制の充実などを挙げさせていただきました。

資料の説明は以上でございしますが、冒頭のほうでも申し上げましたとおり、資料3及び資料4の取り組みの方向性につきましては、あくまでご参考として事務局で用意させていただいたものでございますので、これにとらわれることなくご議論いただければというふうに存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○福原会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、もしご質問があれば承りたいと思います。

皆様のご意見は、今日は第1回ですので、この後皆様全員にいただきますので、もしただいまの説明に対してご質問があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

全体としまして、この2007年に男女平等参画のための東京都行動計画というピンクの冊子ができまして、これは当時できたときにはかなりいろいろなことを網羅しているというふうに思ったんですが、実は今回これは5年目で改定するということになりまして、5年間にどの程度いろんなことが進んだのかということですが、今のご説明のように確かに進んではいるけれども、目覚ましい進み方とは思えない。また、その間にリーマンショックそのほか社

会的な問題も大きく影響したことがありまして、実態としてはそれほど改善はされていないという現状があるわけです。

今回は、今日お集まりの皆様は特に実務家レベルの方が多くいわけで、第一線で実務をしていらっしゃる立場から考えて、何が有効なのかということをお今日以降、論議をしていただければありがたいと考えています。

念のためもう一つ申し上げますと、これは2007年だったわけですが、追いかけて2009年に配偶者暴力対策基本計画が出ています。この計画は3年で改定するという事になっていいますので、今年同時に男女平等参画と配偶者暴力対策の計画がそれぞれ期限切れになります。今後は、5年間で改定するという事になると、全部そろって改定するという事になりますので、そのほうがいいんじゃないかということをお考えのようでございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、現在東京都が取り組むべき男女平等参画施策について、あるいは日ごろお考えになっておられることなどを今回はご自由にご意見をいただきたいと思っています。第1回の会議ですので、オリエンテーションの意味も兼ねてすべての皆様にご発言をいただきたいと思いますが、何しろ大勢いらっしゃいますので、お時間を1人3分以内とさせていただきます。3分たったら鐘を鳴らすとかそういうことはしませんので、多分メモをお回しするようになると思いますので、どうぞ3分以内でお願いしたいと思っています。

それから、3分ではとても足りない、もっと言いたいことがあるとおっしゃる場合には、後日補足の部分を事務局に文書でご提出いただければ、取りまとめて委員全員にお送りしまして、今後の議論にしていきたいと考えています。今回ご欠席の委員がいらっしゃるの、事前にご意見があれば提出してくださいというふうをお願いしたようでございますけれども、そのご提出はございませんでした。したがって、今日ご出席の皆様の意見からすべてを出発するという事になります。

そして、今日はあと1時間ちょっとでおしまいになりますが、まだ言い足りない、あるいはこういうことも言えばよかったというようなことがありましたら、どうぞ会議が終わってから結構ですから、いつでも結構ですから、事務局のほうに文書なりメールなりで提出していただければ、それも皆様に回覧をしていただくという、そういう約束ができると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

そういうわけで、皆様のご意見をいただくわけですが、まず初めに途中退席される芳野委員からご発言をいただきまして、その後、あいうえお順に、こちら側の荒木委員から順番に

ご発言をいただき、その後、野上委員からまたご発言をいただきたいと思います。

では、芳野委員、お願いします。

○芳野委員 芳野でございます。今日は別の会議と重なっております、中座をさせていただきますことをまずおわび申し上げたいと思います。

私のほうからは、働く場における男女平等の視点について発言をさせていただきたいと思っております。ご承知のとおり男女雇用機会均等法が施行されてから25年が経過し、そして育児・介護休業法も男女がともに仕事と生活を担うということが目的となり、働く職場における法整備はかなり進んできたよいに見えます。しかし、実態はどうかと言いますと、さきの働く女性の実情を見ますと、M字型カーブの解消という問題について、若干解消されていますが、まだまだM字の谷が諸外国に比べて低いという状況などが明らかになっております。法律が整備されても、女性は結婚、妊娠、出産を機に退職せざるを得ない状況にあるということが分かりました。

私どもとして、この働く場の男女平等のところで注視しているのは男女間の賃金格差の課題でございます。男女間の格差について連合としても毎年春季生活闘争の中で、プロット図を作成し現状把握を行い、格差の要因を明らかにするとしておりますが、残念ながらなかなか進んでいないというのが実態です。男女の賃金実態が見えにくくなった背景には、均等法が施行されたことによって、これまでの男女別賃金表から男女同一の賃金表になったこと、個人情報との関係でなかなか個人個人のデータがとりにくくなったという実態もあります。

ただ、そうは言いましても、均等法のガイドラインでは、女性の働き方、仕事の与え方が盛り込まれました。この格差是正の課題を改善していくためには、女性がどういう職務、仕事についているのかということ掘り下げて見ていかなければ、男女間賃金格差の解消はできないのではないかと考えております。

昨年10月に厚生労働省から男女間賃金格差是正のためのガイドラインが出されましたが、連合東京としても労使ともにしっかりと職場の中で取り組み、実態を明らかにしていく取り組みを進めています。

最後になりますが、日本は女子差別撤廃条約を批准しておりますが、残念ながら選択議定書については未批准となっておりますので、東京都から国に批准をしていくという働きかけが必要なのではないかと考えておりますので、あわせて発言とさせていただきたいと思っております。

○福原会長 ありがとうございます。

ただいまの芳野委員のご意見に続いて、次は荒木さんをお願いします。

○荒木委員 平成24年から28年度の策定ということになりますので、今日本あるいは東京が抱えている一番大きな問題としては、少子・高齢化、グローバル化で経済力低下、それから未曾有の災害と地震の危険が身近に迫っているということだと思います。

私は産業医で労働者の健康、特に先ほどメンタルヘルスの問題が話に出ましたが、それに携わる立場にあります。仕事を通して思いますのは、これからは個人の自立が非常に重要であること、特に経済的労働力として、さまざまな立場の方々の公平な共生が重要だと思っております。それを引き出すためには、やはり若年者からのキャリア教育は必須だと考えておりまして、キャリア教育をして、働くことの意義や途中から職場から離脱するということの意味をしっかりと考え、離脱しないためのインセンティブをもう少しきちんと与えるべきではないかなと思っております。

昨年度まで東京医科歯科大学で女性研究者の支援を行っておりましたが、やはり2020年までに30%を女性の比率という目標を掲げておりました。このようなインデックスの策定をはっきり定めませんと、なかなかターゲットに届かないのではないかなと思っております、今回4期目にはやはりインデックスの策定が必須ではないかなと思っております。

多様な働き方は重要なのですけれども、そのためにはジョブフィットネスといいたましようか、障害者を守るというよりも、障害者あるいは高齢者、女性、その他少しハンディキャップを持っている方にとって、どういうジョブフィットネスをすれば多くの方が働けるようになるかという視点が非常に大事だと思っております、今後少子になってまいりますので、労働力低下をいかに防いでいくかということも今後の男女平等参画のかなめではないかなというふうに思っております。

そのためには、65歳以上、それから中核、それから若年者、それぞれのためのアクションプランが必要ではないかと思っておりますし、育児サービスも多様化が必要だと思っております。夜の時間とか病児保育など、さらに広範な育児サービスを提供していただきたいと思っております。

現在のところはそのくらいです。どうもありがとうございました。

○福原会長 ありがとうございました。荒木委員は現場そのものの立場から、今のようなご発言をいただいてありがとうございます。

では、大津委員お願いいたします。

○大津委員 大津です。この日本のすべての分野の中で、もう少し女性が指導的立場に占める割合を、少しアクセルを踏んだほうがいいなという実感をしております。

全国的には、男女共同参画白書によりますと、民間企業における部長相当職の管理職に女性が占める割合は、まだまだ4.9%という数字であります。教育は平等で、それは全世界の中でも10番台を誇っているものの、指導的立場、管理職等にいる女性の比率というジェンダーギャップ指数からすると、この地球の中で日本は、先進国はおろか、まだまだ途上にある国も含めて94位という、非常に下の数字で停滞しております。

そういう意味で、もう少し女性の決定できる立場の比率を上げることによって、この世の中が変わるんじゃないか、つまりもっともっと命と安全を守る視点から、またはこの首都東京の都市で生きる、暮らすという視点から、はたまた平等・公平という視点から、女性が原動力となってこの東京や日本が変えられるんじゃないか、そんな思いを持っておりまして、そういう意味でこの5年間の計画書は重要だと思っています。

女性をふやす背景、バックボーンとしましては、やはり自然の摂理でこの地球に、若干女性のほうが多いもののほぼ半分ずつにずっと生まれて命を授かってきております。そのバランスを考えますと、労働人口がふえているものの、決定権にある女性の比率が余りにも少な過ぎるからです。

1つ簡単な事例をとりますと、今日、並木局長もおられますけれども、生文でいえば100円ライター、これが今年の9月21日からもう一個ブロック機能のある安全なライターしか販売できないように、製造もできないように閣議決定がされました。これはライターの子供の火遊びによる火災で、たくさんの子供たちが亡くなったからで、ヨーロッパ等では5年前から規制をしておりました。そして、まだ未解決なのがコンニャクゼリーの窒息事故、ベッドの転倒防止柵の6センチのすき間で首を挟んだ事故であります。

もし、生産現場、ものづくり、営業する立場の人、最後廃棄する部分、そのものづくりの最初から出口まで考えた場合に、もう少し決定権を持つ人に女性がいたら、こうした都民の命と安全、生きる、暮らす、平等と公平の点で推進をされると思いますので、ぜひこのいい計画書を立てていきたいと思っております。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、商工会議所の岡部委員。商工会議所はご存じのように、大企業から本当に零細な企業まで会員として抱えていらっしゃるの、多分いろんな情報をお持ちだろうと思うん

ですが、そういう点からもお願いします。

○岡部委員 東京商工会議所の岡部でございます。福原会長には、本商工会議所の役員としても長年ご理解いただいております。

限られた時間ですから、ポイントを絞って発言を申し上げたいと思います。

今、会長がおっしゃいましたとおり、私ども東京商工会議所は23区を対象としております総合経済団体でございます。多摩地域にも商工会議所がございます。私どもは約8万の会員企業で構成しております。約9割が中小企業でございます。したがって、本日の論点にもなっております中小企業の視点ということで、私どもが把握している範囲で発言をさせていただきます。

中小企業については、若干肯定的、否定的いろんなご意見がありますが、私どもが感じているところを見ますと、男女の性別にかかわらず、あるいは若年、高齢にかかわらず、それぞれの職場におきまして、柔軟かつ多様な働き方を推進しておられる企業が、私どもの会員企業には多いのではないかと感じております。

厚生労働省の平成21年度の雇用均等基本調査によりますと、従業員の数が少ないほど女性管理職割合が高いといった結果です。当然、分母と分子の関係がございますので、そういうことになろうかとは思いますが、いわゆる女性管理職割合が高いという結果が出ております。女性が大いに中小企業の現場で活躍されているという実態があるのではないかと考えております。特に従業員数が30人未満の企業では、約20%が女性管理職であるというような調査結果も出ておまして、全体平均では、厚生労働省の調査結果では8%と出ております。そういうことを考えますと、こちら中小企業は意外に女性管理職が活躍されておられるのかなと思っております。

男性の育児休業取得率につきましても、従業員30人未満の企業が3.3%である。これは平均が1.72%、あるいはもうちょっと低いかもしれませんが、と言っておりますので、柔軟な対応をしているのではないかと考えております。

以上で発言をまとめますが、いずれにいたしても、私どもはこの審議会が目指されておられます男女平等参画には、大いに推進にご協力したいと思っております。会員企業に対する啓発も行っていきたいと思っておりますので、特に中小企業の現場の視点を踏まえて、今後審議に参画をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

では、続いて、木谷委員。

○木谷委員 麗澤大学の木谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、本審議会の委員に選ばれたことは大変光栄であり、その責任の大きさに身の引き締まる思いです。

私が大学の教員になったのは3年前であり、それまでは食品企業でマーケティング、人事、経営企画といった仕事をしておりました。現在の専門は人事管理、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ・マネジメント、企業の社会的責任といったテーマであり、調査・研究および学生への教育を行っております。

私からは、3点簡潔に申し上げたいことがあります。

1つ目は、当然皆様もお考えのように3.11以降、日本の社会と経済は変わってきておりますし、また変わらねばなりません。その結果として現在、暮らし方や働き方も大きな変化を遂げているところではないかと思えます。ついては、第4期の取りまとめにおいては、こういった3.11以降の社会を見据え、東京都発信で新たな社会、新たな働き方、新たな男女共同参画をしっかりと訴えられるような、そういった計画を策定したいということが1点目です。

2点目は、私も大学生およびゼミ生を抱えていますので、先ほども課長からもご説明があった、特別な配慮を必要とする男女への支援、特にこの若年層については、私自身も日々悩んでいるところです。たとえば私が指導するゼミの4年生は10名おりますが、この7月の段階でまだ内定者がゼロといった状況です。もちろん学生のレベルや私の指導不足も原因ですが、正社員として働くことが、非常に高いハードルになっている今の社会は、男性も女性も極めて不幸な状況ではないかと考えます。本審議会においては、企業に対する正社員比率を高めていくような働きかけや、あるいはオフィスワークだけが素晴らしい仕事ではありませんので、たとえば農林水産業など第一次産業への若年層の誘導といった視点も入れられると良いと思えます。

最後に男女平等参画を進めるに当たっては、ワーク・ライフ・バランスの推進が非常に有効な基盤となっていくと考えます。まさに今日は多様な働き方が求められており、私も個人的な研究テーマとしては在宅勤務、先ほどもご説明がありましたが再雇用制度、さらに短時間正社員、このあたりが重要な施策になるのではないかと考えております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○福原会長 よくわかりました。

それでは、古賀委員、お願いします。

○古賀委員 私も前回から引き続き今回委員に加えていただきましたけれども、皆様方と積極的な議論をさせていただいて、より実り多い計画の策定に少しでもお役に立てればというふうに思っております。

私の基本的な考え方を申し上げておきたいと思っておりますけれども、1つは、先ほどの資料説明にございましたように、遅々たる歩みかもわかりませんが、多少さまざまな分野で男女間のさまざまな格差等の是正が進んでいるということがございます。ただ、世界的な、いろいろ経済的な事情の背景も考えなければならないわけでありまして、冷戦構造が終結をした平成3年、当時日本の税収は60兆円を超えていたわけでありまして、現在はそれを20兆円下回る40兆円と、の景気の大きな落ち込みがあるわけでありまして、そういった中で各企業が雇用の形態についてさまざま工夫を凝らすという背景も、見逃すことができないというふうに考えます。

構造改革あるいは規制緩和、自由化ということで、政府を支援する国民の声もあったとは思いますが、本来構造改革ということで、小泉首相の時代に取り組みられたさまざまな改革の課題、社会学から言えば、構造改革というのは社会主義を目指すという方向だそうなんですけれども、小泉さんはそのことはわからなかったと思っておりますが、そういったT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）、あるいは今回の貿易に関するさまざまな見直し等が背景にあるということも、とらえておかなければならないと思っております。

それから、今回の議論に当たって、私は前にもちょっと申し上げたと思うんですけれども、仕事と家庭、あるいは仕事と生活ということを対立的に考えることが果たして正しいのかという、これは用語の問題にもなってくるんですけれども、家庭にいることは仕事ではないのかという議論も私はあっていいのではないかと思います。男性も女性も家庭の中で行う仕事というものはあるはずでありまして、外に出ることだけが仕事であって、家庭の中にいることは仕事ではないという、もしそういう前提が思考過程の中に存在するとすれば、それは私は若干疑問に思います。

それから、もう一つは、先ほどから出ております3.11、いわゆる東日本大震災以降、日本の国民性について海外メディア等は大変肯定的評価をしているわけです。暴動が起きない、略奪がない、絆というものをしっかり日本国民は持っているということでの共通した評価であるわけがございますけれども、そういった絆というものが戦後の個人主義教育によって失われてきている。例えば育児の社会化などという言葉もそうだと思いますけれども、また高

齢化に対応する施策もそうありますが、ある程度家庭や地域が担っていた分を、社会がこれを担っていかなければならないという発想では、これは際限なく施策の展開が拡大していくわけでありまして、その点も考慮の中にあっているのではないかと思います。つまり結婚や家庭というものに対する価値観の転換が、ここで起きているのではないかというふうに思いますので、その点も重要な視点だと思います。

歌手で女優の夏木マリさんが、あの方はフランス婚・事実婚、同棲だったんですけれども、やはり大震災の後、人を愛するという意味とか、夫婦というもの、家族の絆というものをもう一度思い改めて正式に結婚することに決めた、婚姻届を出したという話がありました。飛んでいる女性だと思っておりましたけれども、やはりそういう視点で、ご自分を見直す方もいらっしゃるということも大事な観点であろうというふうに思います。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員。

○駒崎委員 今回初めて男女平等参画審議会委員に選んでいただきまして、まことにありがとうございます。私はNPO法人フローレンスというNPOの代表をしておりまして、NPO法人フローレンスは、子供が熱を出して風邪を引いたりしたときに、一般保育園では預かれませんので、それにかわってお預かりするという病児保育という事業をやっている団体でございます。その私から3点、ぜひ計画に盛り込んでいただきたいと思う内容がございます。

1つ目は、病児保育施策です。これまで東京都は施設型病児保育を中心に幼児保育の施策を推し進めてこられました。定員数が4名であったりだとか、あるいは稼働率の平均が4割を切っていたりだとか、かなり施策の有効性が疑わしい状況がございます。ですので、東京都さんに望みたいのは、病児保育バウチャーというような、施設や事業者を補助するのではなく、それを利用した都民を支援するというような形の補助のあり方に切りかえていただきたいというふうに思っております。

23区では渋谷区が病児保育バウチャーというものを今年から実施しておりますので、ぜひ東京都さんもそちらのほうをご検討いただければ、より投資対効果の高い病児施策が行えるのではないかとこのように思っておりますので、ご検討をお願いします。

2つ目は、ひとり親支援施策です。私どもひとり親の方に安価に利用する病児保育を提供する、その原資は寄附で賄うという事業を行っております。そのひとり親の方々から言われ

ますのは、お金を借りるのが大変であると、公的なところに相談に行ってもなかなか要件が厳しくて借りられないということがあります。そこで東京都さんのほうで、そうしたひとり親支援、たしか外郭団体か何かが行っているかと思うんですけども、そうではなくてもっとNPO等に小口で貸し、そこがさらに貸すというようなマイクロファイナンスの形をとる。例えば、無利子でNPOに貸し、NPOが超低利子で、しかも長期で貸し出すというような形で、より現場に密着しているような団体がマイクロファイナンスを手がけていくというような形で政策的な後押しをすることによって、よりきめ細やかな静脈のような金融が実現できるのではないかというふうに思います。

最後です。創業支援です。東京都さんが東京都中小企業振興公社等に委託をし、創業支援を行っておりますけれども、大変もったいない状況になっております。例えばその一例が、ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDAというのを今年オープンしましたが、こちらのソーシャルインキュベーションオフィスはソーシャルビジネスの創業支援に使われるんですけども、オープンまでにソーシャルビジネスの経営者に話を一切聞いていないという状況だそうです。我々のところにヒアリングに来たんですけども、だれに話を聞いたんですかというふうに聞いたところ、いや商店街の方にお話を聞きましたというふうにおっしゃっていました。

というように、創業支援のノウハウがない外郭団体さんが直接創業支援を行っているという大変シュールな状況になっておりますので、この部分をぜひ改善していただき、創業支援等を行っているNPOに委託をし、現場がわかり、創業がわかる人間に任せるというような形で、税金をぜひ有効にご活用いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員。

○佐藤委員 杏林大学で法医学を専攻しております佐藤と申します。皆さん方、委員の顔ぶれを見て、私は門外漢だなというふうにつくづく思いますけれども、私は人の死を見て、そこから社会の背景を見ようという、医者の中でも社会医学という、ちょっと特殊な分野を専門としています。

私どもが経験したそうした亡くなった方からの経験を、社会とそれから臨床へフィードバックするというのが私の使命だろうということで、臨床法医学というものを標榜しております。ですから患者さんも診ております。実際、子供虐待、それからドメスティック・バイオ

レンス、こちらでは配偶者等暴力ということになるのかもしれませんが。それから高齢者の虐待と、こうした弱者の立場の方の亡くなり方から見て、防げる死というのがあるわけです。これをどう防いだらいいのかというのが私のライフワークになっています。

皆さん方が今までお話しになったことはとても広くて、大切な視点だなというふうに思いますが、私の場合はもう少しポイントが絞られていまして、私のお手伝いできることは2つしかありません。この事業の中で1つは、DVに対応するための加害者プログラムをぜひ立ち上げていただきたい。これは国としてまだ行っていないんですね。これをどうやって受け皿をつくったらいいのか。恐らく欧米諸国がやっているアルコール・薬物依存のプログラムをうまく使う。そして、アルコール・薬物依存のプログラムもこの国にはありませんので、これを早くつくっていくということが重要かもしれません。こういった計画を都が持つということは、やはり日本をリードする1つの大きな方針になるだろうと思います。

もう一つは、性犯罪被害者のワンストップです。これだけのメトロポリタン東京でありながら、このワンストップがないんですね。先ほどもちょっと解説がありましたけれども、性被害を受けた方たち、ちゃんと自分で申告できる人たちというのは恐らく1割ぐらい、あるいはそれ以下なんですね。泣き寝入りをしている、その90%の人はどうなっているのかというところです。ソウルでさえ年間500件あるんです。恐らく東京都内では人口比からいっても1,500から2,000件の性被害があるのではないかとされています。この駆け込み寺が絶対必要なんです。これは医療を受けられて、そして法的な措置をきちんと受けられる、こうしたシステムをこのメトロポリタンでつくっていただきたい。そのお手伝いができたら大変うれしいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○福原会長 これは報告書に盛り込むべきことですね。

これから、お二人の高橋委員にお願いするわけですが、お二人とも前回から引き続きお願いしております。初めに人口問題から、高橋重郷委員、お願いします。

○高橋（重）委員 前回から参加させていただいております高橋でございます。

私は人口研究の専門家でありますから、その観点から東京都の男女平等参画の議論に参画してまいりたいと思います。

まず、資料4のところで見ましたように、日本の出生率は平成17年1.26、全国最低で、それよりは今上昇傾向にあって、全国は1.39まで、若干回復基調にあります。ヨーロッパ全体も今出生率は回復傾向ですけれども、フランスを見てももう2まで回復しているわけですね。

2まで回復すると人口は安定的になりますけれども、日本はまだ1.39で、はるかに回復のレベルが低い。ということは、100年後には日本の人口は8,000万程度になってしまうし、もっと減少してしまい、ついには6,000万、5,000万になる可能性があります。そういう日本の将来の社会というのは、極めていびつな人口の年齢構造を持ってしまいます。つまり高齢者が40%、50%になってしまっていて、働き手、若手の人口というのが極めて少ない状態になると。では、それを乗り越えるためには東京都では一体何かできるのかということが、これからの議論のベースになければならないと思っています。

その一つは、やはりヨーロッパのモデルの中で幾つか試みが行われていて、1つは家族政策を通じて、つまり家庭を支える施策を通じてそれをサポートする。例えば、視点1のところに書いてあるように、特別な配慮を必要とする男女への支援を通じて、それを支えてあげることが、第1点必要であります。

さらには、今現実に日本の出産の半分以上は30歳以上で起きているわけです。かつて1970年代、80年代の日本の社会というのは、出産のほとんどは20代で行われていて、そこで家庭を築き、子供を産み育てる社会でありました。それが既にもう完全に変わってしまった。つまりなぜそうなってきたのかというと、世界の中で日本が生き残るためには、経済のグローバル化が必要であった。そういう中では男も女も働かなければ、結婚して家庭を築くことさえできないような所得水準に落ちてきた。したがって、女性も働くのが当たり前の社会になっていて、男女の働く人たちが家庭を築くという、そういう社会になってきた。そういう中で非常に困難な状態があらわれてきた。つまり正規ではたらくのと非正規で働くところでは非常に大きな所得の格差が生じてしまっていて、時間がありませんので簡潔に言いますと、なかなか正規への転換が難しくなってきた。

ですから、子どもを生み育てる若い世代に対して、結婚前からの男女の支援を通じて安定的な社会へ持っていかねばならないと、そういう議論をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

では、教育学の見地から高橋史朗先生。

○高橋（史）委員 国の第3次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進」として、「子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。」と明示されています。保育サービスの量的拡大による働

く母親の負担の軽減のみならず、「親育ち」を支援する学習機会の提供にもっと力を入れる必要がある。この基本的観点から3点について具体的提言をしたいと思います。

ある地域で親に言いたい子供の標語を集めましたところ、「父よ何か言ってくれ、母よ何も言わないでくれ」と、これが優秀賞に選ばれました。子供の夢のランキングの戦後の変遷を特集した新聞がございまして、私が注目したのは、男の子の夢の中にお父さんのようになりたいがあるか、お母さんのようになりたいが女の子の夢にあるかということに注目しましたが、女の子の夢の中にお母さんになりたいはありました。13年前は8位でした。以降は消えました。

お父さんのようになりたいは全くありません。ここに私は大きな問題があるのではないかというふうに思っております。お父さんは経済成長には大いに寄与してまいりましたが、家庭で存在感を発揮してこなかったという、この点を十分に反省する必要がある。そこで国の第3次基本計画で私が最も注目していますのは、「男性、子供にとっての男女共同参画」が重点分野の1つとして新設されまして、子供のころからの男女共同参画の理解の促進がうたわれております。

また、東京都教育ビジョン（第2次）の重点施策として、すべての親を対象に、乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの推進、子供家庭総合センターの整備による相談体制の充実、親支援プログラムの実施による育児不安の軽減、児童虐待の未然防止などがうたわれております。

そこで、具体的な提言をさせていただきたいのでございますが、埼玉県や品川区をはじめ今全国に広がりつつある一日保育士体験、幼稚園教諭体験をぜひ東京都全体で推進していただきたいということでございます。ちなみに、千葉県知事の諮問機関である千葉の教育を元気にするプロジェクトの提言にも、子育て中の保護者や将来親となる中学生・高校生などを対象に一日保育士・幼稚園教諭体験を全県で展開すると明記されております。

東京都の副知事を経て教育委員をされておられます竹花さんは、おやじの会の代表と伺っておりますけれども、母親のみならず、ぜひ父親の一日保育士・幼稚園教諭体験を積極的に推進していただくように要望いたします。

我が国はできちゃった婚の多い国でございまして、社会や時代の変化によりまして、子育てに携わるだけでは親としての役割や人間としての成長、発達をしていくことが非常に困難になっております。カリフォルニア州では州の教育法で、コミュニティカレッジで親教育をすることがうたわれております。教育基本法の第10条の1項で、教育の第一義的役割は親に

ある、保護者にあるということが明記されて、第2項で、国及び地方公共団体は保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育に必要な施策を講じなければならないと、こう明記しました。

むずかり期などの子供の発達段階とそれに応じたかかわり方についての科学的知見や情報を教える親支援プログラムによって、虐待が防止できたことを実証する本も出版されています。虐待や発達障害の防止、埼玉はこれに7億円の予算を立てておりますが、実際に大きな成果があったことを立証する著書や論文が多数国内外で出されており、ぜひその成果を踏まえた親支援プログラムの充実化をお願いしたいと思います。

時間でございますが、もう一点だけ。次に、東京都配偶者暴力対策基本計画の具体的な施策として、学校での人権教育、若年層向け啓発事業の推進がうたわれておりますけれども、図表40によりますと、デートDVの10から20代の女性の割合は13.6%となっておりますが、20代の女性に限るとこれが21.3%、2割を超えております。埼玉県では平成21年度から高校1年生すべてにデートDVに関するパンフレットを配布し成果が上がっております。ぜひ虐待の連鎖や世代間連鎖を断ち切るためにも、デートDV対策に力を入れていただくようお願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、文京区長の成澤委員。

○成澤委員 文京区長の成澤でございます。今まで各委員からもお話がありましたように、3月11日以降、働き方の見直しについては、大震災は大変不幸な事態ですけれども、働き方をどう見直していくのかということについては、最大のチャンスなのではないかなとも思っております。

私は、今回やはり地域のきずなや家族のきずなの大切さといったことが、もう一度焦点が当てられることになっていきますから、やはり男女共同参画についても、家族の視点といったものをより強く出していく必要があるだろうと思っております。個の自立と家族の大切さといったことは、決して対立概念ではなくて両立するだろうと思っておりますので、家族の視点をぜひ入れていきたいなと思っております。

それと、先ほど東商の岡部常務さんから、中小企業は大変頑張っているというお話がありました。言いかえれば、その分、大企業や労働組合は何をしているんだということも言えると思うんです。一部の大企業はさまざまな取り組みを進めていることは周知の事実ではありますが、多くの大企業と言われる企業体は、法による、例えば育児・介護休業法に

よる法的な社内体制の整備等はやっていても、そこでとどまっているケースがほとんどであって、やはり社会をリードするためには大企業や労働組合がさらに役割を果たすべきだろうと思います。

それと、M字カーブについても、先ほど表もお示しいただきましたけれども、M字カーブは欧米の例を見るまでもなく、やはり多様な就労形態等、日本のような子ども手当でない別な形態の金銭的な経済的な支援、これを組み合わせることによって、実は休業しつつも働いているという形がM字カーブを底上げする、欧米では数字的にも底上げする内容にもつながっていますので、そういった視点での取り組みも必要だろうと思います。

私ども自治体の現場では、さまざまな分野のすそ野が広がっていますので、私たちの力だけで、公務員の力だけでやることはもうほぼ不可能な時代に入りつつあって、さまざまな担い手を必要としています。その中で元気な高齢者、特に女性の役割、M字カーブが高齢期を迎えても男女のところが交わりませんから、元気な高齢者がソーシャルビジネスのようなものに取り組んでいて、地域の課題を解決することに参画すること、このことを今期ぜひ入れていただきたいなと思います。

それと、女性の体の健康についてですけれども、子宮頸がんワクチンの接種を、東京都にも支援していただいて、さまざまな自治体で始め、私どもも始めていますが、実はこの年齢との問題ですね。初めての性交より前に打ったほうが効果的だと言われている子宮頸がんワクチンですが、学校教育の現場で教えていませんから、学校現場で教えろと言うつもりは全くありませんが、こういった形で注射を打つ前に子供たちに教えていくのかといったことについて、ぜひ研究をお願いしたいと思っております。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

西本委員、お願いします。

○西本委員 弁護士の西本でございます。今回初めてこの審議会に参加させていただきますが、私は民間企業で16年仕事をしておりまして、主に人事を担当しておりました。弁護士会に入ってから、第二東京弁護士会ではずっと両性の平等に関する委員会というところで活動しております。日弁連は昨年からやっておりまして、たまたま先月6月29日に日弁連のシンポジウムとして、「雇用におけるジェンダー平等の実現に向けて」というテーマで、現在のパート労働や有期雇用労働における低賃金の問題、あるいは不安定雇用の問題を取り上げて、労働分野における女性の平等実現に向けた法改正等の提案を行っております。

男女共同参画社会の実現に向けた課題というのは、まだまだ山積していると思いますが、私自身は現在この労働分野における男女格差の解消が、かなり重要なテーマの一つであるという認識をしております。現在厚労省で定期労働法制、あるいはパート労働法の改正に向けての審議がスタートしておりますが、このような法政策とともに、自治体、東京都としてはやはり事業主の意識改革をどうやって図っていくのかというようなことが重要な課題だというふうに思っています。

DV被害者の自立支援にとっても、この女性の労働条件の改善は非常に重要なテーマでございます。東京都のこれまでの取り組み内容を拝見したんですが、充実してきたという印象ですが、先ほど会長もおっしゃっていましたように、網羅的にされていますけれども、じゃどれほどの実が上がっているのかという点については、まだまだ細かい検証が必要だと思います。

実際、3年前のアンケートを見ても、やはり被害者の大きな心配事というのは、生活面、特に経済的な問題、住宅、あるいは就労の問題、特に小さいお子さんを抱えていらっしゃる方については、そういったお子さんも暴力を受けたり、あるいはその暴力を目の当たりにしてきたと、そういった心の問題、そういったケアをどうするかということが非常に重要で、そういったことが暴力から逃げられない理由の1つになっているということだと思います。

今回の資料でも、その取り組みの方向性については、いわゆる切れ目のない支援ということが書かれておりますが、こういった潜在的な、要するに相談からシェルターを出て自立するまでの、そういったところの本当に切れ目のない支援とともに、あちこちたらい回しにされるということがないような、いわゆる先ほど佐藤委員のほうから性犯罪被害者のワンストップということのお話でしたが、まさにワンストップでサービスというか支援を提供できる、そういったことをもっと充実させていくべきではないかというふうに認識しております。

時間ですが、ちょっと一つだけエピソードといいますか、弁護士会で震災後の女性に対応した電話相談というのをやっておりまして、いろいろ話が入ってくるんですが、通常時自治体ではこういうふうな男女平等参画、共同参画ということでやっておりますが、いったんそういう非常事態になった場合に、例えば、あるところでは復興に向けた現場会議には女性は参画させてもらえないとか、あるいは炊事を担当するのは、小さいお子さんがいらっしゃるかどうかにかかわらず女性の役割だということで決めつけられて当番を割り当てられる、そういったことがどうしても生じてしまうと。恐らく男女共同参画の理念や考え方が、まだま

だ根づいてはいないという認識をちゃんと我々が持つことが非常に重要だと思います。

たまたま都知事が震災に強い都市、東京というふうなことをおっしゃっていましたが、本当に真価を問われるのはこういう日常の、我々のこういう行動を通じてどうやって根づかせていくかということ。理念的、抽象的になって申しわけないんですが、そういった視点で私も勉強しながらDVということ、あるいは全体的な男女共同参画の推進に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○福原会長 DVのほうだけでなく、どうぞ労働関係に、共同参画関係についてもご意見があればペーパーで出してください。そうすればペーパーは全員に配りますので、そうしないと時間が足りなくなるかもしれません。

○西本委員 そうですね、ありがとうございます。

○福原会長 2人の野上先生がいらっしゃるんですが、まず、野上純子委員からお願いします。

○野上（純）委員 都議会議員をしております野上純子と申します。私は葛飾区選出なんですけど、実はここに来る前に新小岩の駅で、きのうに引き続き今日も飛び込みがございました。この審議会にも遅れそうになってすごく急いで来たわけですが、こうした自殺対策、自殺になる前のうつ、これは大体男性のほうが7割ということが多いわけですが、この経済損失というのは非常に大きいと思っております。うつに対しては、一番認知行動療法が効果的だということで、さまざま議会の中でも取り上げさせていただきましたけれども、まだなかなかさまざまな病院で、その認知行動療法をやっているところが少ないと、あと保険適用ができていないところも少ないという大きな課題がございますが、これはこれからもしっかりと続けてやっていきたいなと思っております。

また、現場を持ってありますと多くの方々から相談がありますのが、児童虐待の問題でございます。多くは確かに子供が病院に入院をして、そして児相に引き取られていったというのがわかるわけですが、先日あった例は、お子さんがつかまり立ちをしていたときに、倒れて頭を打って病院に行くと。そして脳を調べたら過去にも1回そういう傷があったということで、退院をするときにずっと子供を取られてしまったと。そのご夫婦はなかなか子供ができなくて、本当にやっと授かった子供で、すごく仲がよかったにもかかわらず、なかなか子供を返してくれないという、そういう事例もございました。確かに医者は脳の中に傷跡があれば児相に相談しなくちゃいけないという、そういうシステムをつくったのはいいんですが、なかなか普通に生活していたら、普通の家庭がそういうふうには壊れてい

ってしまったという例もございました。難しい問題でございます。

あと、薬物とかアルコール依存症とかもたくさん相談がございまして、ダルク等で対応していただいておりますが、私はこれから自分の立場で言えば、よき家庭のモデルづくり、3.11の大震災以降結婚される方がふえたということもございましてけれども、本当に結婚して幸せに子供を産んで育てて、本当にそれが幸せなんだという、そういうモデルづくりを何とか進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

では、野上ゆきえ委員。

○野上（ゆ）委員 野上ゆきえと申します。都議会議員をしております。

今皆さんのお話を伺いながら、私の政治の原点を思い出しておりました。議員になる前、私は、いちオフィスワーカーとして働いておりました。仕事をしていく上で、男女の働く環境、雇用環境が異なっていたり、あるいは昇進の機会が異なっていたことが課題となっていました。そういったことを、当時20年ぐらい前でしょうか、15年ぐらい前でしょうか、雇用における男女の均等な機会についてどうにか改善していこうと、当時の労働省に——厚生労働省ではなかったですが、労働省やあるいは文部省の婦人少年室などに相談をいたしました。しかしながら、先程もお話があったように問題をたらい回しにされて、行政は問題を解決はしてくれない。その糸口も見つけれない。最終的には、その会社の中で解決をしてくださいと、雇用主さんと雇用者との話し合いによって解決をしてください、ということがありました。そのようなことから当事者間ではなかなか解決できない仕組みを変えていくことを、何とか政治の場で解決していきたい、と今ちょうど皆さんのお話を聞きながら思い出していたところです。

また、私自身は高校を卒業してから、専門学校へ行きましたけれども、ずっとそのまま働いておまして、20代後半で改めて大学に入りました。それからこうして、今41歳になりますが、30代後半で議員になりました。そういった多様な生き方と言ったらちょっと言葉が当てはまるかわかりませんが、どこかで例えばドロップアウトしたり、職場で一時休職をしてまた復帰したり、学校を卒業して終身雇用で働いていく生き方、ばかりではなく、仕事も学びも生き方もいつでも改めて自分のやりたいことを目指すことができる、目指すことができるような社会の支援体制が非常に必要なのではないかと思っております。どのような生き方をするか、を規定してしまうような法制度や行政の支援体制であってはならない、と私は思いま

す。

昔は男性がお子さんを育てながら公園にいと、警察官から職務質問などをされ、白い目でみられることも多かったようです。しかし、いまでは、男性がお子さんを育てる主夫や、男性も家庭内での役割を担う、というのも珍しくなくなりました。時代も社会のニーズも少しずつ変わってきています。行政の支援の在り方やそのメニューも、まだまだ選択の幅が少ない状況です。自らの生き方を選択できる、そして自分の生き方を見つめ直すことができるような方針をつくることができれば、と思っております。

よろしく願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、矢島さん、お願いします。

○矢島委員 私はシンクタンクで男女共同参画ですとか、少子高齢化対策の調査研究をさせていただいております。その視点から今回具体的に3点の意見を述べさせていただきたいと思っております。

1つは、ワーク・ライフ・バランスに関してですけれども、ワーク・ライフ・バランスの実現におきましては、働き方の見直しというような取り組みと、それから現行計画にもありますように、保育等の子育て支援ですとか、介護サービスですとか、そういった社会的な支援がうまくかみ合うことが非常に重要だと思うんですね。

今も現行計画にワーク・ライフ・バランスが入り、その後企業の取り組みが大分進んできたとは思いますが、実際に女性が育児休業を取って、その後短時間勤務等を利用できるようになっても、保育所が圧倒的に不足するというような事態の中で、待機児がふえて、そして職場復帰をあきらめるといような状況も生まれていますし、それと短時間勤務という選択が可能になっても、保育所に入る上での優先順位が下がってしまうので、それが選択できないといったような問題が起こると。そういったことが起こると、企業の取り組みがせっかく進んできたのに、その足を引っ張るようなことになってしまい兼ねない。そういう意味で、社会的な支援と働き方の見直しというのがうまくかみ合っているかどうか、そういったことを検証していただきたいということです。また、これからはやはり介護と仕事の両立ということが大きな問題になってきますけれども、今の介護保険制度を中心とした介護サービスの水準で、働きながら主介護者として両立ができるんだろうかという問題意識があります。そういった視点での検証というのはほとんどまだなされていないと思いますので、介護サービスの充実というテーマについては、両立という視点からの必要性ということで、ぜひ

見ていただきたいと思っております。

2点目も、ワーク・ライフ・バランスに関係してなんですけれども、「女性のライフプランニング支援」という取り組みをぜひ入れていただきたい。これは内閣府の男女共同参画局で提起されて、今は文部科学省を中心に進められている施策ですが、ワーク・ライフ・バランス等の企業での働き方というのが大分変わってきたり、法整備が進んできた状況というのを女性がよく知って、そういった制度をうまく活用して、これからの自分のキャリアを主体的に選択していくということを進めていただくということが必要で、そのためには女子学生とか、若い女性就業者を対象に情報提供や研修などをする必要があると。そういったことを今、文部科学省を中心に進めているんですが、ぜひ東京都でもこの施策の視点を入れていただきたいということがあります。

それから、3点目は防災の視点で、国の新設された重点分野にも防災の視点はありますけれども、私どもも今自主的に宮城県気仙沼市の復興計画をお手伝いしているんですけれども、これまで阪神・淡路や中越の震災の経験をもとに、国でも防災における女性の視点の考え方などをアピールしておりますが、まだまだ情報が不足していると思います。ですので、今回の震災で起こっている問題ですとか、それに対して各自治体がとっている対策、こういったものについて東京都からもぜひ把握をされて、東京都の防災の視点に反映させていただければと思っております。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

安谷委員、お願いします。

○安谷委員 安谷です。私、初めてこの審議会委員になりました。そしてもう一つ、今まで皆様のお話を聞いていますと、皆さん専門的なものでいろいろと考えさせられることが多いんですが、私は早く言ったらこれはボランティア団体というのでしょうか、民生委員としましては、毎日たくさんの人たちと接しております。この中で今感じているのは、矢島委員さんがおっしゃった、仕事と生活の調和、ここのところでどういうふうに、今の現実の家庭がどうなっているのかとか、そういうところはよくわかりませんが、どのようにまとめてどうしたらいいかというようなところまでは、ちょっと今回はわかりません。

それと、成澤文京区長のおっしゃっていた家族というもの、これは本当に痛切に大切なことだと思っております。全部これを見ましたところ、とても素晴らしいんですが、何か家族というもののつながりが見えないというのは、これがこの審議会なのかなと、私は勝手にそ

う思いました。ところが、皆さんからのご意見を聞いているときに、大丈夫だ、これならばちゃんとつながっているんだと安心してごさいます。

私たちの仕事の中で、子育て中のお母様たちのところに行きますと、これは子育ての相談を受け、今の子育て支援のいろいろな施策、これが大いに活用されていることがよくわかります。しかしながら、やっぱりそういういろいろなものを利用できたり、そこに入っていける人たちはいいんですが、そうじゃない人たちが一番問題であるということ。

それから、母子家庭、父子家庭、これに関しては母子家庭は割と皆さんの目がいて、いろいろな支援が行われています。ところが、父子家庭は最近ですね、言われてきたことが、ですが、問題が起きているのは父子家庭のお子さんです。そういうところをもう一度考えてほしいということ。

それから、いろいろとありましたが、配偶者からの暴力の防止、こういうものに関しても早期発見、これは私たちはとても考えていかなければいけないなと思ひまして、連合会のほうに帰っても話していきたいと思ひております。この方法を皆さんで考えていただければ、ご協力できるのではないかと思ひます。

それともう一つ、介護・高齢者に対する支援なんですけれども、これはとっても複雑なことで、ちょっとここでさっと言えることでないんですけどけれども、これからふえてまいります。それと同時に、男性が女性の介護がふえているということ、これは皆さんご存じだと思ひんですが、この高齢というのは働ける高齢なのか、高齢者の二人の問題なのかというのを、ちょっとここも聞きたいところです。この高齢者の問題に関しましては、今奥様が認知症になり、ご主人が介護している方がとってもふえております。そういうようなことなどを考えて、これが全部この取り組みが参考資料としてあります取り組みの方向性、これがうまくいったらいいのではないかなと思ひております。

今、私たちは熱中症対策で高齢者のところへ訪問しております。その中で1つ、今日、私が午前中行ってきたところで、全くクーラーもつけてない、扇風機がない。その家はお一人の男の方ですが、娘も息子も立派なところでお仕事をされている方です。しかし親のことに関しては、この暑さ親はどうしているんだろう、そういうことはない、そういうようなことが現実にあるということで、終わらせていただきます。

すみません、まとまりません。

○福原会長　ただ今、東京都の民生児童委員連合会のお仕事をされている安谷さんから、その立場から発言していただきました。言い足りないことがあったら、どうぞメモでも結構で

すから、置いておいてください。

それでは、依田委員にお願いします。

○依田委員 初めまして、私も今年初めてこの会に出させていただきます。私は、東京都商店街振興組合と東京都商店街連合会の初代女性部長、また板橋区商店街連合会の女性部長を16年もやらせていただいています。板橋区の男女平等、また「東京都男女平等参画を進める会」にも出ておりますが、どの会でも私達商店街の女性の立場の事は話題にもならず資料にもありません。商店街の役職は男性中心で、私達女性は男女平等などほど遠く、言葉に出すこともできませんでした。

しかし現在は、商店街でイベント、売り出しも殆ど女性部がやっております。

私自身は「女性パワーで活性化」という演題で全国から頼まれ一昨年まで出向いて降りました。現在は、全国の市から私どもの商店街を視察に来られ、お話を聞かせて欲しいとの事で、私がお話をさせて頂いております。

私達、板橋の商店街連合会の女性部は、10年前から商店街は物を売るだけではなく、地域の方々との触れ合いを大事にと、高齢者に対するボランティアを行っております。具体的には、東京都老人医療センターのナーシングホーム談話室のコーヒーサービスとフラダンスのボランティアを毎月第1土曜日にやっております。同じ医療センターでお買い物に行きたい入所者の要望で、車椅子でのお買い物支援もやっております。

また、5年前から後期高齢者でなく「光輝高齢者」として生き生きと元気に生きるためにと「シニアの皆様が変える元気で明るいいたばし」というイベントを行っております。

お化粧のプロアーティストによるメイキャップを舞台の上でやり、服装のアドバイスもしてさしあげています。モデルさんは地域の60代から80代の方達です。このイベントがこんなに続くとは思っていなかったのですが、年々お客様が増えて、若い方向きのこのようなイベントはありますが、高齢者向きは無いので、是非やってほしいとの地域の方達のご要望があり今年もやることにしました。

このイベントの際には、板橋区の嗜好品の逸品やJHC板橋会（精神障害者支援団体）の方達の手作り品も販売いたしております。私は、そこのクラブハウス「サンマリーナ」の諮問委員長もしております。

このイベントをするのに昨年まで私達女性部には予算も無く区商連からも出して頂けないので、ボランティアセンターにプレゼンテーションを行って補助金を頂いております。

しかし、板橋区の前区長さんの時から女性部のやっている事業を評価して下さり、現区長

さんも応援してくださっております。今年は区商連の会長も女性部のやっていることは良いことだからと評価してくださり女性部にも区の補助金を出してくれることになりました。

何しろ女性部は役には就けないが結束力はあるし、色々なことに汗をかいて頑張っている。ですからこれからは、女性にも決定権を与えて欲しい、是非女性部の代表を役員の中に入れてほしいと切に願っているわけでございます。

古い慣習のなかで苦勞している女性たちの権利といいますか、そういったことも、今回の審議に加えて頂きたいとの思いで委員をお受けし、今回ここへ出てきてよかったと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○福原会長 本当にお互いによかったと思います。

○福原会長 それでは、和栗委員にお願いします。

○和栗委員 私ども経営者協会は、全国大体都道府県に対応するのですが、47ございまして、いわゆる公、労、使といった場合の使用者側委員等を出している組織でございます。現在はそういった各経営者協会の意見を全体で経団連のほうでまとめまして、年に1回、1月に経労委報告という報告書を出している団体でございます。

日ごろから企業の人事部長と接する機会が多い立場でございますが、そうした点から、3点ほど問題提起を含めて、感じたことを申し上げたいと思います。

まず、第1点は、少子高齢化が叫ばれて非常に長くなっていますが、これからいよいよ社会問題としての高齢化というのが現実化してくるのではないかなと思います。既に政府のほうは65歳まで働くように、あるいは70歳まで働けるようにということを、いろんな機会に述べられていますが、企業の側からすると、これまでの制度がそういう形ででき上がっておりませんので、なかなか苦勞をしております。

ただ、今回の会議の中で、当然のことながら男女、あるいは高齢者も含めてもっと働く場、働ける場というのを模索していくことが非常に重要な検討課題となると考えます。その際には、いろんな規制とか労働法制とかそういったことも含めて見直さなければいけないのかなと思っております。

2点目は先ほども委員のほうから出ておりましたけれども、子育て支援のほうは結構頑張って、わずかですけれども出生率が上がっているという報告もありました。これからは、介護の問題が大きくなります。これはまだ企業の中では余り見えてはいませんが、やはり40代、50代の働き盛りの方々が、これは男女ともですけれども、相当苦勞されているというのを聞いております。ですから、今回のテーマの中にありますが、この問題についてもはっきりと

スポットを当てていただきたいと思います。

それから3点目は、先ほど木谷委員のほうからありましたけれども、若年層の雇用の問題です。これは大変難しい問題で、厚労省も含めていろいろ取り組んでおりますけれども、一つ言えるのは、若い人たちが望んでいる就職先と、来てもらいたいと望んでいる中小企業の経営とのマッチングがうまくできていないことがあります。学生からすれば、わずかな期間で就職先を決めなければいけないということもあるんですが、この辺のミスマッチは日本全体にとっては大きなマイナスですので、今までもやっておりますけれども、もう少しいろいろな形で若い人へのPRや情報提供が必要かなと思っています。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。今の若年層の雇用の問題ですけど、これはミスマッチのようできて、実は両方ともわかっていないところがあるんですね。私だって今のような人生を送ろうと思ってきたわけじゃなくて、もっと大学で研究者にでもなろうと思っていたのがこうなっちゃったわけで、一方、会社のほうでも私のようなものを雇ってよかったのかどうか心配したと思うんですけども、そういうわけでお互いにわからないんですよ。それをどうしたらいいか。

それでは、今回DVのことも研究するようになりましたので、専門委員を中島委員と野本委員にお願いしております。

中島委員は、特定非営利活動法人レジリエンスの代表理事でいらっしゃる。野本委員は、特定非営利活動法人女性ネットSaya-Sayaの元理事長でございます。

中島さんからお願いします。

○中島専門委員 レジリエンスの中島です。今回初めて参加させていただきます。

私は、レジリエンスという団体で基本的に行っている内容といいますのが、講演活動、それから研修、そして講座を行っております。テーマとしてはDVやデートDVというテーマが主ではあるんですけども、レジリエンスの活動というのは、このDVやデートDVにとどまることなく、トラウマ全体に対して考えていきたいというふうに考えています。

DVやデートDVを、では例えば子供に対する虐待から切り離して考えることができるかという、そうでもなく、高齢者に対する虐待や暴力の問題から切り離すことも難しく、そして暴力の構造というものは、必ずしもそういう家庭内とか限られた関係者の中で起きることではなく、例えば学校で生じるいじめ問題とか、そういったところに共通していることがたくさんあるというふうに考えるから、広い目で見えていくことができればというふうに考え

ています。

ただ、DVというところに焦点を当てた際には、どうしても女性の被害に遭った方々の数が非常に多いということで、女性の立場ということ、就労支援、それから住宅を確保するために必要なサービス、そういったことはこれからももっと充実したものをつくっていくことが大切だというふうに思っていますし、多くの女性たちが子供と一緒にいる限りは、子供たちの心のケア、先ほどご指摘いただきましたが、私もそう思います。子供たちが傷ついているときに、じゃこの世の中でどこに行けばよいのか、その行き先が見える社会になっているかという、それが見えていないということ。女性に対する支援はある程度確保されてきていますけれども、子供たち、トラウマを感じている子供たちの行き場がまだまだ確保されていないということを感じています。

デートDVに関しては、やはり若い人たちを対象としますから、私たちが高校や大学、大学院、専門学校、そういったところ、それから中学校にも最近出向いて行くようにはしています。ですから、その啓発活動は続けていく必要性はありますが、今後やっぱり若い人たちに見合った情報の伝え方というふうに変えていかなければ、これは見合わない状態になってきていると思います。今まではパンフレットやチラシというものが大切な方法としてはあったと思うんですけども、今後はメディアになると思います。それがソーシャルネットワーキングのサービスであったり、インターネットであったり、そういうようなメディアを使った情報発信ということが、今後はもっと重視されるべきというふうに考えています。

3つ目に性暴力についてです。性暴力とDV、デートDVを切り離して考えるということは難しいと私は考えていますが、どうしてもこの性暴力、DV、デートDVというのを分けて考えられる方々がまだやっぱり社会の中には多くいらっしゃると思います。そのように分けて考えるのではなく、例えば何人かの方が既におっしゃっていますが、ワンストップセンターに関して、性暴力に限定するとか、DVに限定するというのではなく、何らかの暴力に遭ってトラウマを経験している人たちが通えるような場所、情報を得ることができるような、その総合的なワンストップセンターができれば、このことについては多分野本さんのほうからもっと詳しくお話があると思いますけれども、そういったことを考えられればというふうに思います。

性暴力がワンストップというのは、どちらかというと韓国の情報が多かったり、アジア系の情報が多いと思うんですけども、やっぱりアメリカなどを見てみるとDVというところに焦点があつていたりしますので、その辺を見ていければというふうに思います。

それから、研修ですね。専門家の人たちを含めて、専門ではない人たち、二次被害を防ぐために研修を行っていく必要性を感じていますし、それから3.11の影響についても考えていかなければいけないというふうに強く感じています。これは自死の問題にもつながりますが、例えば日本で自死の率が余りにも高い、そして4月から、また自死の率が福島県などで2割ふえていますけれども、都内でも多くの人身事故が起きているというふうに考えたら、これは福島だけの問題でなく日本全国だと思います。男性の場合は、1回で自死で亡くなる可能性が高いんです。女性の場合は何度も試みるというふうに考えたときに、自死の未遂の人たちのトラウマのケアということも考えていければと思います。

よろしく願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

では、野本委員にお願いいたします。

○野本専門委員 私は当事者としてアルコール依存症の家族、またDV被害の体験があります。その体験後に民間団体としてアディクション家族の相談、それからDVシェルターを立ち上げました、その後暴力被害女性のカウンセリングやグループワークを仕事としております。そして、ずっと二十年来このDV、暴力被害にかかわってまいりまして、現在の状況、つまりDV法ができて今10年経つわけですね。でも、当事者の立場から見たら、決して合理的で包括的な支援が届いていないというのが実感です。そして、それは現実にはどういう形になっているかということ、被害者にとって運がいいとか運が悪いというような形になって、たまたま熱心な支援者に当たった方は非常に合理的にスムーズに問題解決に行くわけですが、運が悪いとしかいえない、そうでない人たちがたくさんいるわけです。先ほども話しに出たように、まだ相談に行けない人が6割いたり、それから、本当にDVのことについて知らないというのは、横浜の調査では20%の人しかDV法の内容まで知っている人が、10年たってこういう状況です。

これは何でしょうというと、やはり皆さんから出ておりましたワンストップセンターですとか、リソースセンターなどの拠点が無いために、いろいろな知恵が積み重なっていないといかと感じております。これからは合理的に、地域における相談のスタンダードというものが、ワンストップセンター、又はリソースセンターの中でつくられていく、そのことによってたくさんの被害者が包括的な支援を受けることができるようになるのではないかなというふうに思っています。

ぜひ東京都としては、地域のスタンダードという場合には、どうしても全国、日本のスタ

ンダードにならざるを得ない立場にあると思うので、このあたりのところを皆さんと協議していきたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしましたが、三宅会長代理。

○三宅会長代理 三宅でございます。時間も迫ってまいりましたので、手短にお話ししたいと思います。

先ほどごあいさつで申し上げるべきだったと思いますが、私は生活文化局長を平成14年、2002年から2年間務めました。2002年といいますと、このチャンス&サポートの第1回の版が出た、その年でございます。私の在任中も審議会を立ち上げてお願いしまして、そのときもやっぱりメインは配偶者暴力だったと思います。そのとき初めて諮問したような気がいたしますが、それから比べますと、やはり視野といいますか、カバー範囲も広がって、あるいはそれぞれの問題も随分深まっていると思います。私はそれから都庁を退職して7年間民間企業におりましたので、ちょっと今浦島みたいな感じで、最初はこのお話を受けるときにちょっと戸惑っていました。民間企業にいるときもある意味役員の端っこに座っておりましたので、そういう人権問題とか、あるいはCSRとか、そういう女性の問題、あるいは今までお話が出ていましたメンタルヘルスの問題も、配下の社員にいろいろそういう事例もありましたし、大体小ぶりながらほとんどワンセットそろっていたという経験もしてまいりました。そういう意味で行政と民間の両方から何かお役に立てればと思ってお引き受けした次第でございます。

福原会長をどのようにサポートできるかわかりませんが、努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○福原会長 どうぞよろしく願いします。

皆様のご意見をいただいたんですが、ご案内のようにここに集まっていらっしゃる方々は非常に多彩なバックグラウンドあるいは現場にいらっしゃる方々なので、ご意見も本当に多様であったと思います。それをいかに盛り込むべきか、あるいはさらにいろいろな視点を深く掘り込んで研究すべきかどうかということがこれから残されているわけでして、次回以降総会があるわけですが、どうぞいつでも結構ですから、次回の総会の前に文書で、今お話し足りなかったようなことを言っていただければ、そのときに議論に加えたいと思います。

先ほど申し上げましたが、今日ご欠席の委員の方々には、どうぞご意見があったら出して

くださいとお願いしましたが、実はどなたも出していただけていませんので、今日はお配りできませんでした。

というわけで、私自身は何を考えているかというところ、もう皆さん言われたようなことでほとんど尽きていると思いますが、どうも正社員、それから非正規というこの扱い、大ざっぱな扱いが所得格差にもつながっているし、待遇の格差につながっているのじゃないかと思うので、もう少しきめが細くなるような分類の仕方がないか、あるいは総括の仕方がないか、そういうことを考えていきたいと思っておりますし、もしそれが世の中の常識になっていけば、いわゆる正社員という方々をどうやってふやしていくかということを考えております。

というわけで、たくさんのご意見をいただいたんですが、この前からのいきさつを含めて、これからの具体的な議論というのは、男女平等参画の部会と配偶者暴力対策部会の2つの専門部会を設置して、機動的に運営したいというふうに考えておまして、両部会で2つの諮問にかかわる答申案をそれぞれつくっていただいて、それをまとめて総会に諮るということが実際的ではないかというふうに考えて、そのように進めさせていただきたいと思っております。

その委員につきましては、審議会運営要綱第3の4によりまして、会長が指名すると定められているということでございますので、ここで指名をさせていただきたく存じますが、まず男女平等参画部会委員は、木谷委員、武石委員、松田委員、矢島委員、三宅会長代理の5人の方をお願いしたいと存じます。

それから、配偶者暴力対策部会委員には、佐藤委員、西本委員、湯澤委員の3人の委員をお願いしまして、それにただいまご出席いただきました、専門委員の中島委員、野本委員にも加わっていただきたいと存じております。

皆様、お忙しい中で申し訳ございませんけれども、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほどからたびたび申し上げているように、この部会に参加する参加しないにかかわらず、ご意見は幾らでも出していただいて、部会あるいは総会に反映をしていただくようにしていただきたいと思っております。

ということで、ご出席の方々のご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定と、委員の皆様が追加でご意見を出される場合についての手続について、事務局から説明いたします。

○事務局（菊地） それでは、お手元の資料6、今後の予定をごらんください。

事務局では、次のような予定でご審議をお願いしたいと考えております。

本日のご議論を踏まえ、7月中旬から8月下旬にかけて、各部会において中間のまとめ案をご議論いただき、9月中旬に開催予定の第2回総会に報告をしていただきます。総会のご議論を踏まえ中間のまとめとし、都民の意見を募集いたします。11月に各部会において、都民から寄せられた意見をご検討の上、答申案をまとめていただき、12月の第3回総会に報告させていただきます。総会ではその答申案についてご審議いただき、最終的な取りまとめをお願いしたいと考えております。

次に、本日の審議事項に関する追加のご意見につきましては、大変恐縮ではございますが、文書にて本日から1週間後の7月20日、水曜日までに事務局にお寄せいただければと存じます。取りまとめの上、本日欠席の委員も含め、全員にお送りいたします。

また、本日委員の皆様にお配りしております参考資料は毎回使用しますので、事務局で預からせていただきます。なお、お持ち帰りの場合は大変恐縮ではございますが、次回にご持参くださいますようお願いいたします。

最後に、第2回総会の開催日程でございますが、お手元に日程調査表をご用意させていただきました。9月12日、月曜日から、9月16日、金曜日の間に開催したいと考えております。ご都合をご記入の上、お帰りの際、机の上に置いていただくか、今週中に事務局へご提出いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○福原会長 ただいまの事務局の説明について、ご意見あるいはご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

9月以降、パブリックコメントをいただくということになっておりますので、多分活発なコメントをいただくことができるのではないかと思います。それを含めて12月の総会で決定したいということでございます。

何かご意見、ご質問ございますか。

部会の方々については、この暑い夏の中でまことに申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、特にご意見がないようでございますので、若干時間をオーバーいたしました。この予定で進めさせていただいて、本日の総会を終わらせていただきたいと思います。

第1回の総会でもございましたけれども、皆様のご協力ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

午後 5時09分 閉会